

令和2年2月28日

居宅介護支援事業所 管理者 様

倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課長

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合の届出について（通知）

平成30年10月サービス利用分から、生活援助を主体とする訪問介護を厚生労働大臣が定める回数以上必要とケアプランで位置づける場合は、市町村への届出義務が生じ、地域ケア会議等によりケアプランの検証を行う事となりました。

これまで、届出についてはケアプランの写しのみで足りることとしておりましたが、下記のとおり取扱いを変更しますのでよろしくお願ひします。

#### 記

#### 1 提出書類

- ① 訪問介護（生活援助中心型）の回数が基準回数以上となるケアプランの届出書
- ② 第1表：居宅サービス計画書（1）（利用者確認印のあるもの）
- ③ 第2表：居宅サービス計画書（2）
- ④ 第3表：週間サービス計画表
- ⑤ 第4表：サービス担当者会議の要点
- ⑥ 第6表：サービス利用票
- ⑦ 第7表：サービス利用票別表
- ⑧ 課題分析表（アセスメントシート）

#### 2 提出期限

ケアプランを交付した翌月の末日

#### 3 提出方法

郵送または持参。控えが必要な場合は持参してください。

FAXは使用しないでください。

#### 4 提出先

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課 給付係

電話（086）426-3343

※持参の場合は各支所国保介護課及び真備保健福祉課国保介護係でも可